大阪府犯罪被害者等支援のための取組指針 ＜概要＞

**＜改定にあたり＞**

**取組指針を平成１８年１２月に策定し、以来、１０年余りが経過したことから、掲載情報を点検するとともに、策定後の社会環境等の変化を踏まえ、内容の更新・充実等を図る改定を行います。**

**引き続き、犯罪被害者等に関する問題を社会全体で考え、ともに支えあい、だれもが安心して暮らすことができる大阪の実現をめざして、施策の充実・強化を進めていきます。**

**犯罪被害者等に関する問題を社会全体で考え、ともに支えあう**

**だれもが安心して暮らすことができる大阪の実現**

**平穏な日常生活への復帰支援**

**～**深刻な状況にある犯罪被害者等を支援～

**早期からの支援実施のための相談・情報提供を充実します。**

○ホームページなどの各種広報媒体を活用するなどして、警察との連携強化を図りつつ、支援に関する情報を被害直後から適切かつ速やかに届けることができるよう努めていく。

○支援施策の総合調整･広報啓発等を実施する大阪府の総合的対応窓口（治安対策課）において、ニーズに応じた各種情報を提供していく。

○被害の状況に応じた適切な相談を実施できるよう関係機関間の連携を図り、担当職員の資質向上等に取り組んでいく。

＜視点１＞

幅広い分野にわたる府の施策の

横断的・効果的な組み合わせによる支援の実施

**深刻な犯罪等被害からの回復を支援します。**

○こころの健康総合センターや保健所などの関係機関と連携した心のケア支援に向けた取組など、支援に関わる様々な府の既存施策の活用と関係機関

相互の連携により回復支援に取り組んでいく。

○性犯罪被害については、民間のワンストップ支援センターと２次医療圏毎の協力医療機関で構成する「性暴力被害者支援ネットワーク」の連携強化を図り、被害の潜在化・深刻化の防止に取り組んでいく。

○就業支援施策や、経済的理由により就学困難な生徒のための支援制度、府営住宅の一時使用など、府の制度・サービス等を活用して、日常生活への復

帰に向けた多様な支援を実施していく。

**府民の理解増進のための広報啓発・教育を充実します。**

**犯罪被害者等を支える社会づくり**

**～**広報啓発・教育・人材養成等の推進～

○犯罪被害者等が置かれた現状について知る学習機会の提供や、人権尊重に関する教育を地域や学校等において積極的に実施するとともに、多様な媒体を活用した継続的な広報・啓発活動を実施していく。

○犯罪被害者週間（１１月２５日～１２月１日）において、関係機関・団体等と連携・協働した効果的な啓発活動を推進していく。

＜視点２＞

犯罪被害者等の視点に立って行動し、

支えていく人材の育成

**犯罪被害者等を社会で支える人材養成を推進します**

○犯罪被害者等の置かれた立場に配慮して職務を行うことができるよう大阪府職員、市町村職員等の資質向上に取り組んでいく。

○民間団体や市町村等における人材養成を着実に進めるため、研修プログラム教材の提供等により支援していく。

**〔指針策定後の新規施策〕**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **支援内容** | **実施主体** | **実施時期** |
| 府営住宅の一時入居 | 大阪府 | 平成１９年２月 |
| 犯罪被害者等支援事業 | 大阪府 | 平成１９年４月 |
| 社会づくり活動事業 | 大阪府 | 平成１９年５月 |
| 府営住宅の優先入居 | 大阪府 | 平成２０年５月 |
| 司法解剖等に係る死体検案書料 | 大阪府警察 | 平成２１年５月 |
| 身体犯の被害者に係る診断費用 | 大阪府警察 | 平成２１年５月 |
| 一時避難に係る宿泊費用 | 大阪府警察 | 平成２３年６月 |
| 性犯罪被害者に係る診断費用 | 大阪府警察 | 平成２６年４月改正 |
| 府内市町村の犯罪被害者等総合的対応窓口の設置 | 各市町村 | 平成２７年５月設置完了 |
| 性犯罪被害者支援ネットワーク構築 | 大阪府 | 平成２７年８月 |
| ハウスクリーニング費用 | 大阪府警察 | 平成２９年４月 |
| 性犯罪・性暴力被害者支援事業 | 大阪府 | 平成２９年７月 |

**■様々な関係機関・団体等の役割分担と連携によるオール大阪での推進**

国、大阪府警察、民間団体、市町村等と適切な役割分担のもとで相互に連携・協力しながら、オール大阪での犯罪被害者等支援の推進していく。

民間団体の声を聴きながら、協働による取組を実施する等連携を引き続き深めていく。

平成２７年５月に府内全市町村で総合的対応窓口設置しており、以来、市町村職員対象研修の継続的実施等、連携・協力を強化していく。

■**大阪府における横断的な庁内推進体制の強化**

　大阪府犯罪被害者支援庁内対策会議を活用して関係部局間の連携強化を図り、各種施策を総合的・体系的に推進していく。

**施策推進のための体制整備**

**犯罪被害者等を取り巻く現状**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **年次** | **全国** | **大阪府** |
|  |  |
| **総数** | **凶悪犯** | **総数** | **凶悪犯** |
| **Ｈ23年** | 1,502,951(1,175.7) |  7,062(5.5) | 177,397(2,002.2) |  963(10.9) |
| **Ｈ24年** | 1,403,167(1,099.7) |  7,070(5.5) | 168,012(1,896.3) | 1,121(12.7) |
| **Ｈ25年** | 1,314,140(1,031.4) |  6,757(5.3) | 151,413(1,710.9) | 1,001(11.3) |
| **Ｈ26年** | 1,212,163(952.7) |  6,453(5.1) | 148,257(1,677.1) |  942(10.7) |
| **Ｈ27年** | 1,098,969(864.6) |  5,618(4.4) | 132,471(1,498.5) |  854(9.7) |
| **Ｈ28年** |  996,120(784.8) |  5,130(4.0) | 122,136(1,381.6) |  795(9.0) |
| **H29年** |  915,042(722.1) |  4,840(3.8) | 107,023(1,212.0) |  691(7.8) |

( )内は人口１０万人当たりの犯罪率

◆犯罪被害者等の権利利益の保護を図るため、「犯罪被害者等基本法」が

平成１６年１２月に制定。

◆「大阪府犯罪被害者等支援のための取組指針」を平成１８年１２月に

策定。

◆長期的かつ総合的に講ずべき国の施策大綱「第３次犯罪被害者等基本計

画」が平成２８年４月閣議決定。

◆府内の犯罪発生件数は全国の中でも高い傾向にある。

（右図表参照：刑法犯認知件数の推移（全国・大阪府）警察庁調べ）

平成２９年の特徴は次のとおり

・刑法犯総数は減少傾向にあるが、年間約11万件が発生。

・殺人、強盗、放火、強姦等の凶悪犯は、全国の約14％が大阪で発生。

・人口10万人当たりの犯罪率は約1,200件で全国最多。

・